

意見書(案)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和3年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられたもので、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和3年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年7月3日

提出者 山形県議会総務常任委員長 榎津 博士

意見書(案)

C S F (豚熱) ワクチン接種推奨地域への指定を求める意見書

平成30年9月、国内では26年ぶりとなるC S Fが岐阜県の養豚場で発生してから、これまで1府9県において、計58例の発生が確認されている。

また、1府15県では、野生いのししからC S Fの陽性事例が確認されており、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されるなど、豚や野生いのしし等に対する感染拡大防止対策が急務となった。

こうした中、国においては、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部を改正し、C S Fの感染リスクが高い地域での豚等への予防ワクチンの接種を開始しているが、ワクチンを接種するためには、農林水産大臣からワクチン接種推奨地域に指定されることが条件となっている。

本県では、今年4月24日、隣接する新潟県において、野生いのしし2頭の陽性が確認され、C S Fウイルスの侵入が懸念されたが、新潟県の感染確認場所と県境が大きく離れること等の環境要因から、ワクチン接種推奨地域への指定が見送られた。

しかしながら、一旦、県内の養豚場でC S Fが発生すれば、養豚農家及び養豚関係事業者などへ甚大な被害をもたらすことから、早期に豚等に対してワクチンを接種し、C S Fの発生を予防する必要がある。

よって、国においては、本県でもC S Fワクチンを早期に接種できるようにするため、本県をワクチン接種推奨地域へ指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
あて

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和2年7月3日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 松田 敏男

意見書(案)

新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書

本県では、3月31日に新型コロナウイルスへ感染の第1例が発生して以来、これまで69例の感染が確認されている。

このような中、本県議会は、4月24日、知事に対し新型コロナウイルス感染症から県民の生命と暮らしを守るために緊急に講ずべき7項目にわたる提言を行ったほか、4月臨時会においては、新型コロナウイルスへの感染の状況と対策を調査することを目的に特別委員会を設置し、また、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し敬意と感謝の意を表し、その活動を全面的に支える議会活動を展開していく旨の決議を全会一致で可決した。

現在は、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、また、6月19日には都道府県を跨いだ移動制限も解除されたことから徐々に経済活動も再開されているが、感染防止の有効な治療法やワクチンが開発されていない中、本県では、例年観光客で活気づく「観光果樹園」のさくらんぼ狩りの営業の一部が自粛に追い込まれ、また、「米沢上杉まつり」、「やまがた花笠まつり」、「新庄まつり」等の中止が余儀なくされるなど観光業が大きなダメージを受けているほか、本県の基盤産業である農林水産業など各分野においても経営状況や雇用環境が急速に悪化しているなど、県内経済は危機的な状況であり回復への道筋が見通せない状況にある。

よって、国においては、より確実な感染抑止対策と社会経済活動の両立のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 今後を見据えた保健・医療体制の強化について
 - (1) 感染拡大を防止する上で最も重要な治療薬及びワクチンの開発に国主導のもと全力で取り組み、一刻も早い実用化と普及を図ること。
 - (2) 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな感染症対策を円滑に実施することができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などの支援策については、使途を幅広く設定したうえで事業に要する経費の総額を支援すること。
 - (3) コロナ禍により経営が悪化している公立病院を含めた地域医療機関を支援するとともに、地域医療体制を堅持するための支援策を講じること。また、一般病棟をコロナ感染者用の病床に転用が可能となるよう陰圧等の設備整備等を支援すること。
 - (4) 保健所機能を充実・強化し、迅速なPCR検査等が可能となる体制整備を図ること。
- 2 第2波、第3波の感染拡大を防ぐための備えについて
 - (1) 感染拡大の第1波を迅速に抑えることに成功・失敗した国・地域の医療体制や住民の行動制限等の政策について十分研究し、第2波、第3波の拡大に備え万全の対策を講じること。
 - (2) 感染拡大の第2波、第3波の襲来があった場合、政府の緊急事態宣言に伴う休業要請に中小企業・小規模事業者も安心して協力できるよう損失補償を制度化し、経済活動の回復状況に応じた迅速な支援を講じること。
 - (3) 感染拡大等の非常事態時における国の責務及び役割の明確化等必要な法整備を行うこと。
- 3 コロナ禍を契機とした大都市集中から地方分散への転換について
 - (1) 今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響によるテレワークやオンライン会議の普及を契機に、人口が密集し感染リスクの高い東京圏をはじめとした大都市圏から

地方への移住、官庁や企業の機能分散を一層促進すること。

(2) 大都市圏からの移住、官庁や企業の機能分散を推進するため、その基盤となる高速道路をはじめとする高速交通網の整備や国土強靱化を加速すること。

4 学びを支えるための教育へのICT活用の推進について

(1) 新型コロナウイルス感染症等の非常時における児童・生徒の学習機会を確保するため、在宅でのオンライン学習に対応可能な通信環境の整備、教員のICT研修の充実など教育へのICT活用を一層促進すること。また、長期の臨時休業時の特例的な措置として、指導計画に沿ったICTを活用した家庭学習を授業として扱うこと。

(2) GIGAスクール構想の実現に向け、地方財政措置を含めた十分な予算を確保すること。

5 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業、小規模事業者等への支援について

(1) 中小企業・小規模事業者や個人事業主において、売上が激減する一方で固定経費は支出しなければならないことにより、事業の継続が厳しい状況になっていることから、税や社会保険料などの固定経費負担を軽減する直接的な支援や粗利補償など一層の事業継続支援を実施すること。

(2) 住宅着工の落ち込みにより、住宅関連の小規模、零細事業者への影響が懸念されることから、リフォームを含めた建築需要の喚起施策を講じること。

(3) 国内におけるリスク分散の観点から、サプライチェーンの強靱化に向けた生産拠点の各地方への分散配置を進めるとともに、企業の本社機能や人材の地方移転を加速するなど、地方分散型の産業構造への転換を進めるため、総合的な支援制度を創設すること。

(4) 感染症の影響が長期化する中、地方の中堅企業の運転資金に対する資金繰り支援や資本金劣後ローン、ファンドについて充実を図ること。

(5) 雇用維持のための雇用調整助成金の緊急対応期間の再延長や申請手続きの更なる簡素化、支給の迅速化に対応すること。また、セーフティーネットとしての公共職業訓練の強化を図るなど、労働者保護行政の充実に努めること。

(6) インバウンド客の受入れにあたって安全性を担保できるよう、検査体制の拡充など水際での対策をしっかりと行うこと。また、コロナウイルスの封じ込めに成功し、かつ出国時の検査体制が整っている国から渡航制限を緩和すること。

(7) 観光需要の喚起を促すキャンペーンの実施にあたっては、各県に財源を分配し、実情のわかる地方自らが効果のある企画・運用ができるようにするなど、全国に効果が及ぶような制度設計を行うこと。また、観光客を呼び込むためのPR経費の財源措置も行うこと。

(8) 観光需要が以前の水準に回復するには相当の時間がかかることから、回復基調をつくりあげていくための東北地方単位による「観光基金」を創設するなど長期的支援を行うこと。また、東北周遊のグリーンツーリズムを企画するなど、地方への誘客を図ること。

6 国民の命を支える農林水産業の持続について

(1) パンデミックが継続した際、外国からの輸入による食糧確保が困難となる恐れがあるため飼料作物の安定生産をはじめ、食料自給率を上げる取組みを推進すること。

(2) 価格の下落が著しい花きや牛肉、高級魚を中心とした水産物への価格安定対策を講じること。

7 正確な情報発信と感染者、医療従事者等の人権や風評被害への配慮について

(1) 新型コロナウイルスに対し「正しく恐れる」賢明な行動をとることができるよう、感染の状況等について正確な情報の収集を図り、求められる行動変容や新しい生活様式等を含め、分かりやすく、正確な情報発信を行うこと。

(2) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 　あて
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
経済再生担当大臣

山形県議会議長　金澤忠一

以上、発議する。

令和2年7月3日

提出者　山形県議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長
森田　　廣